

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	平成28年度 首里城地区発掘調査関連資料整理及び報告書作成業務
業 務 概 要	首里城公園内における発掘調査関連の資料整理及び報告書作成
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所長 戸田 克稔 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地
契 約 年 月 日	平成28年 4月26日
契 約 業 者 名	沖縄県知事
契約業者の住所	那覇市泉崎1-2-2
契 約 金 額	44,856,000円 (税込み)
予 定 価 格	44,856,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	沖縄総合事務局 国営沖縄記念公園事務所首里出張所
業 種 区 分	その他業務
履行期間（自）	平成28年 4月27日
履行期間（至）	平成29年 3月31日
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名 平成28年度 首里城地区発掘調査関連資料整理及び報告書作成業務
2. 履 行 場 所 沖縄県那覇市首里当蔵町3丁目1番地
3. 契約の相手方 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目的・内容

本業務は、首里城復元整備に伴う発掘調査及び資料整理を行うものである。

当該地区は、15世紀～19世紀後半まで琉球王国の王府「首里城」があり、これまでの調査で城の中心であった正殿をはじめ京の内等で重要な遺構、遺物が確認されている。また、首里城跡は平成12年12月2日に世界遺産に登録され、沖縄の歴史を語る上で重要な遺跡である。

今年度においても、首里城復元整備を行っていく上で必要な根拠資料及び遺跡保護のため、遺物の調査・分析・検討をし資料整理を行う必要がある。

(2) 理由

本業務の遂行にあたっては、首里城の歴史・文化や文化財保存を熟知していると共に発掘調査、遺物調査及び資料整理について専門的且つ高度な知識と豊富な経験を有している事が必要である。

沖縄県教育委員会は、文化財保護法を熟知し、専門的且つ高度な知識と豊富な経験を兼ね備えており、適切な対応能力を備えた十分な数の専門の職員を確保しており、首里城地区においては、沖縄県教育委員会が日本復帰直後から現在まで継続的に発掘調査及び資料整理を行っている。

なお、改正された「文化財保護法及び文化財保護法施行の令の一部改正について」(平成12年3月31日庁保伝第一四号文化庁次長通知各都道府県教育委員会あて)では、「国の機関等が行う土木工事等のための発掘に関する通知の受理、協議を求めるべき旨の通知、協議及び勧告は、都道府県の教育委員会が行う」とされており、沖縄県教育委員会の文化財保護法の熟知、専門的且つ高度な知識が十分あることを裏付けるものである。

以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには唯一の契約相手と判断するものであり、このため、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により沖縄県と随意契約を行うものである。